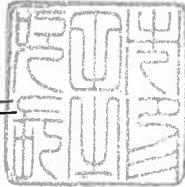


6 吹都計計第 2119 号
令和 6 年 10 月 28 日
(2024 年)

大阪府知事 吉村 洋文 様

吹田市長 後藤 圭二



万博記念公園駅前周辺地区活性化事業（大規模アリーナを中心とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくり）について

万博記念公園駅前周辺は、本市において都市計画法に基づく特別用途地区「千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区」として決定するとともに、建築基準法に基づく建築物の制限等を定める条例を制定し、地区にふさわしい建築物の誘導を進めてきました。

「大規模アリーナを中心とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくり」としての万博記念公園駅前周辺地区活性化事業は、本市の都市魅力の向上に資するものとして期待をしているところです。

今般、事業予定者から届け出のあった当該事業の大規模開発事業構想届出書等は、条例に規定する要件を満たしません。

関係法令に適合した事業となることを求めます。